

議案第11号関連資料

明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正の目的

旧波門崎燈籠堂の復元及び周辺整備（以下「旧波門崎燈籠堂広場」という。）の完了に伴い、海浜利便施設として旧波門崎燈籠堂広場を管理します。

つきましては、旧波門崎燈籠堂広場を管理運営するにあたり、明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例に、当該広場にかかる規定を追加する必要があるため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

旧波門崎燈籠堂広場に係る規定を追加します。（別表第1、2広場関係）

3 施行期日

公布の日とします。

4 今後のスケジュール

復元及び周辺整備が完了した旧波門崎燈籠堂広場について引き続き情報発信し、市民や観光客に訪れて頂けるよう取り組んでまいります。

